

令和4年度 静岡市 市民相談の傾向



令和4年度に静岡市の葵区役所地域総務課、駿河区役所地域総務課及び清水区役所地域総務課で受け付けた相談の傾向について、生活安全安心課が総括し、まとめました。

なお、集計したデータは、小数点第2位を四捨五入しているため、端数処理の都合上、数値の合計等が合わない場合があります。

1 市民相談業務の区分

市民相談は、次のように区分して、運営しています。

一般相談は、月曜日から金曜日まで（祝休日及び年末年始を除く）、葵・駿河・清水の3区役所の地域総務課市民相談室で、市職員の相談員が相談を受けています。

特別相談は、静岡県弁護士会を始め20の団体・支部などの支援として、各分野の専門家に、葵・駿河・清水の3区役所の地域総務課市民相談室へお越しいただき、曜日及び時間を指定した相談対応をお願いしています。



2 相談の傾向

(1) 市民相談

令和4年度の相談受付件数は11,287件で、前年度比753件（7.1%）の増加でした。

相談件数の内訳は、まず、市職員の受けた一般相談が9,401件と、全体の83.3%を占め、このうち相続、税金、不動産などの生活相談が大半となっています。

また、弁護士、司法書士などによる特別相談は1,886件と、前年度比282件（17.6%）の増加でした。令和4年度の相談件数の区別構成比は、葵区43.8%、駿河区27.3%、清水区28.9%となっております。

年 度	行政区	一般相談				特別相談	合 計 (件数)
		生 活 相 談	市 政 相 談	交 通 事 故 相 談	計		
令 和 4 年 度	葵	3,896	165	9	4,070	868	4,938 (43.8%)
	駿河	2,092	388	34	2,514	572	3,086 (27.3%)
	清水	2,468	292	57	2,817	446	3,263 (28.9%)
	合計	8,456 (89.9%)	845 (9.0%)	100 (1.1%)	9,401 (100.0%)	1,886	11,287 (100.0%)
令 和 3 年 度	葵	3,722	213	14	3,949	742	4,691 (44.5%)
	駿河	2,017	290	35	2,342	467	2,809 (26.7%)
	清水	2,365	204	70	2,639	395	3,034 (28.8%)
	合計	8,104 (90.8%)	707 (7.9%)	119 (1.3%)	8,930 (100.0%)	1,604	10,534 (100.0%)
令 和 2 年 度	葵	3,405	420	29	3,854	688	4,542 (42.6%)
	駿河	2,251	193	25	2,469	483	2,952 (27.7%)
	清水	2,543	177	87	2,807	359	3,166 (29.7%)
	合計	8,199 (89.8%)	790 (8.7%)	141 (1.5%)	9,130 (100.0%)	1,530	10,660 (100.0%)

(2) 一般相談（生活相談）

令和4年度の生活相談受付件数は8,456件で、前年度比352件（4.3%）の増加でした。

相談件数の区分は、上位から相続2,048件、税金915件、不動産764件、生活482件、離婚403件の順になっています。

過去3年間の推移では、順位の変動はあるものの、相続・税金・不動産・離婚は変わらず上位5区分に入りました。また、生活が令和3年度に続き上位5区分に入りました。

年 度	令和4年度				令和3年度				令和2年度			
	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計
行政区												
金 錢 貸 借	69	83	96	248	74	62	73	209	83	68	67	218
相 繼	779	526	743	2,048	643	413	686	1,742	611	425	698	1,734
離 婚	160	69	174	403	210	109	127	446	222	114	180	516
借 地 借 家	86	39	67	192	90	53	70	213	106	63	61	230
相 隣	138	107	150	395	177	107	161	445	201	97	171	469
不 動 産	286	230	248	764	266	213	231	710	306	138	170	614
損 害 賠 償	16	36	63	115	23	14	53	90	40	19	62	121
家 庭	219	76	100	395	200	70	134	404	164	51	128	343
生 活	166	228	88	482	136	254	101	491	99	249	119	467
契 約	40	38	43	121	53	36	54	143	57	17	45	119
消 費 生 活	54	28	42	124	49	28	32	109	72	25	139	236
健 康	10	8	10	28	11	10	6	27	5	7	10	22
医 療	37	14	12	63	53	31	53	137	33	18	19	70
福 祉	90	43	44	177	110	71	33	214	87	38	41	166
税 金	566	233	116	915	525	205	124	854	402	190	109	701
労 働	67	67	48	182	78	62	34	174	117	67	56	240
教 育	9	2	5	16	8	1	7	16	8	5	4	17
動 物	24	4	20	48	15	7	21	43	28	13	39	80
そ の 他	1,080	261	399	1,740	1,001	271	365	1,637	764	647	425	1,836
合 計	3,896	2,092	2,468	8,456	3,722	2,017	2,365	8,104	3,405	2,251	2,543	8,199

(3) 一般相談（市政相談）

令和4年度の市政相談受付件数は845件で、前年度比138件（19.5%）の増加でした。

相談件数の区分は、上位から福祉150件、戸籍142件、消費生活107件、道路66件、国保年金56件の順になっています。

過去3年間の推移では、順位の変動はあるものの、福祉・戸籍・道路・国保年金は変わらず上位5区分に入りました。また、令和3年度から新たに集計区分に加えた消費生活が2年連続で上位5区分に入りました。

年 度	令和4年度				令和3年度				令和2年度			
	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計
行政区												
戸 簿	23	62	57	142	19	29	18	66	44	19	40	103
国 保 年 金	17	13	26	56	11	17	13	41	19	9	17	45
市 営 住 宅	3	26	3	32	3	8	7	18	7	5	8	20
福 祉	25	98	27	150	44	55	17	116	72	37	23	132
市 税	11	13	19	43	14	14	8	36	30	12	8	50
消 費 生 活	30	21	56	107	26	27	81	134	—	—	—	—
道 路	14	21	31	66	13	28	14	55	13	17	17	47
公 害	2	9	1	12	7	8	1	16	10	6	4	20
ごみ・し尿	3	11	9	23	2	6	9	17	3	7	16	26
精 神 衛 生	1	14	0	15	2	5	0	7	11	3	0	14
上 下 水 道	1	9	5	15	5	3	4	12	9	5	5	19
そ の 他	35	91	58	184	67	90	32	189	202	73	39	314
合 計	165	388	292	845	213	290	204	707	420	193	177	790



(4) 一般相談（交通事故相談）

令和4年度の交通事故相談受付件数は100件で、前年度比19件（16.0%）の減少でした。

相談件数の区分は、上位から示談の仕方32件、賠償額の算定20件、過失程度20件、自賠責保険の請求2件、訴訟・調停の利用2件の順になっています。

過去3年間の推移では、4位以下に順位の変動はありますが、示談の仕方・賠償額の算定・過失程度が毎年上位5区分に入っています。

年 度	令和4年度				令和3年度				令和2年度			
	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計
行政区	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計
自賠責保険の請求	0	0	2	2	0	3	0	3	0	2	1	3
賠償額の算定	1	10	9	20	4	2	14	20	8	6	10	24
示談の仕方	6	9	17	32	5	21	22	48	8	6	35	49
過失程度	0	8	12	20	2	3	12	17	6	0	13	19
賠償責任者	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	4	5
訴訟・調停の利用	0	0	2	2	1	0	0	1	0	0	1	1
生計の維持	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	1	1
その他	2	7	15	24	1	5	20	26	7	10	22	39
合 計	9	34	57	100	14	35	70	119	29	25	87	141



(5) 特別相談

令和4年度の特別相談受付件数は1,886件で、前年度比282件（17.6%）の増加でした。

相談件数の区分は、上位から弁護士法律相談528件、司法書士425件、税理士相談287件、不動産取引相談260件、土地家屋調査士相談96件の順になっています。

過去3年間の推移では、上位5区分に変化はなく、順位の変動もありません。

特別相談は、静岡県弁護士会を始め20の団体などの支援により運営しています。

年 度	令和4年度				令和3年度				令和2年度			
	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計
行政区												
交通事故弁護士	—	—	2	2	—	—	3	3	—	—	3	3
交通事故後遺障害認定申請	8	—	—	8	11	—	—	11	3	—	—	3
税理士	196	55	36	287	188	59	39	286	171	53	28	252
行政書士	43	39	11	93	33	20	6	59	16	13	7	36
司法書士	217	146	62	425	151	94	42	287	136	110	24	270
弁護士法律	167	179	182	528	167	178	185	530	146	184	191	521
社会保険労務士	22	16	—	38	24	17	—	41	27	23	—	50
公証人	31	13	33	77	21	10	10	41	23	13	14	50
不動産取引	114	68	78	260	96	52	73	221	109	56	54	219
土地家屋調査士	55	26	15	96	41	23	17	81	36	17	13	66
建築設計	2	—	2	4	0	—	—	0	11	—	—	11
住宅リフォーム	5	—	—	5	4	—	—	4	5	—	—	5
建築全般	—	—	—	—	—	—	3	3	—	—	5	5
マンション管理	—	27	—	27	—	12	—	12	—	12	—	12
行政	4	3	19	26	3	2	15	20	1	2	15	18
人権	4	—	6	10	3	—	2	5	4	—	5	9
合 計	868	572	446	1,886	742	467	395	1,604	688	483	359	1,530

※ 「—」は相談の設定がないものです。



(6) 特別相談（弁護士法律相談）

令和4年度の弁護士法律相談受付件数は528件で、前年度比2件（0.4%）の減少でした。

相談件数の区分は、上位から相続125件、離婚59件、不動産53件、損害賠償50件、金銭貸借46件の順になっています。

過去3年間の推移では、順位の変動はあるものの、相続・離婚・金銭貸借は変わらず上位5区分に入りました。また、損害賠償が2年ぶりに、不動産が新たに上位5区分に入りました。

弁護士法律相談は、静岡県弁護士会への委託により運営しています。

年 度	令和4年度				令和3年度				令和2年度			
	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計
行政区												
金 銭 貸 借	14	14	18	46	12	10	17	39	9	24	23	56
相 繼	48	41	36	125	43	33	35	111	35	34	50	119
離 婚	21	18	20	59	20	42	30	92	15	35	23	73
借 地 借 家	8	11	12	31	11	6	8	25	13	13	13	39
相 隣	7	10	11	28	14	10	16	40	6	11	11	28
不 動 産	24	16	13	53	14	14	11	39	6	8	7	21
損 害 賠 償	8	17	25	50	8	9	12	29	8	7	25	40
契 約	5	17	17	39	11	10	22	43	10	3	16	29
労 働	3	6	4	13	5	4	2	11	11	12	2	25
医 療	3	2	0	5	0	1	1	2	3	1	0	4
交 通 事 故	0	1	1	2	0	0	0	0	2	1	0	3
そ の 他	26	26	25	77	29	39	31	99	28	35	21	84
合 計	167	179	182	528	167	178	185	530	146	184	191	521

※ 弁護士法律相談は、1事案につき1回限りの受付です。



【参考1】 令和5年度市民相談の受付窓口

窓口	所在地	電話番号
葵区役所 市民相談室 (地域総務課内)	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号	054-221-1053
駿河区役所 市民相談室 (地域総務課内)	〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号	054-287-8698
清水区役所 市民相談室 (地域総務課内)	〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号	054-354-2036

※ いずれの窓口も土日祝休日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。

【参考2】 令和5年度一般相談の一覧

相談名・内容	場所・日時	相談枠	担当相談員
〔市民相談〕 日常生活や家庭生活での心配事や悩み事などの一般相談	葵区役所市民相談室 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	指定なし	市職員
	駿河区役所市民相談室 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分		
	清水区役所市民相談室 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分		
〔専門相談員による 交通事故相談〕 示談の進め方、損害賠償の請求など交通事故に関する諸問題の相談	葵区役所市民相談室 (予約制) 毎月第1・3火曜日 午前9時～12時 午後1時～5時15分	1相談60分 1日7枠	市職員
	駿河区役所市民相談室 (予約制) 毎月第2・4火曜日 午前9時～12時 午後1時～5時15分		
	清水区役所市民相談室 毎週月曜日・水曜日・金曜日 午前8時30分～12時 午後1時～5時15分	指定なし	

【参考3】 令和5年度特別相談の一覧

相談名・内容	場所・日時	相談枠	担当相談員
【弁護士による交通事故相談】 弁護士による交通事故に関する相談	清水区役所市民相談室 (予約制) 毎月第3火曜日 午後1時30分～3時30分	1相談30分 1日4枠	弁護士
【行政書士による交通事故後遺障害認定申請相談】 行政書士による後遺障害認定申請に関する相談（相続・遺言等の相談も可）	葵区役所市民相談室 毎月第1月曜日 午後1時～4時	—	行政書士
【税理士相談】 所得税、相続税、贈与税、その他税務一般に関する相談	葵区役所市民相談室 (予約制) 毎月第2・3・4木曜日 午後1時～4時	1相談30分 1日6枠	税理士
	駿河区役所市民相談室 (予約制) 毎月第2月曜日（3月除く。 祝日の場合、第3月曜日） 午後1時～4時	1相談30分 1日6枠	
	清水区役所市民相談室 (予約制) 毎月第3木曜日（2・3月除く） 午後1時30分～3時30分	1相談30分 1日4枠	
【行政書士相談】 官公署に提出する書類、権利義務、事実証明に関する相談 【相続（遺言）、土地の利用、農地転用等】 (駿河区は入国、在留・帰化及び相続に関する相談のみ、清水区は奇数月は成年後見に関する相談のみ)	葵区役所市民相談室 毎月第4月曜日 午後1時～4時	—	行政書士
	駿河区役所市民相談室 毎月第4火曜日 午後1時～4時	—	
	清水区役所市民相談室 毎月第2火曜日 午後1時30分～3時30分	—	
【司法書士相談】 不動産登記、商業登記、相続、売買、債務整理等に関する相談 (清水区は相続・不動産売買などの登記に関する相談の)	葵区役所市民相談室 (予約制) 毎月第1水曜日 午後1時～4時 (5月・1月は第3水曜日) (10月・2月は午前9時～午後4時)	1相談30分 1日18枠 (相談員3名)	司法書士

み)	駿河区役所市民相談室 (予約制) 毎月第3水曜日 午後1時～4時 (10月・2月は午前9時～午後4時)	1相談30分 1日12枠 (相談員2名)	
	駿河区役所長田支所 (予約制) 10月・2月第3水曜日 午後1時～4時	1相談30分 1日6枠	
	清水区役所市民相談室 (予約制) 毎月第1木曜日 午後1時30分～3時30分	1相談30分 1日4枠	
〔弁護士法律相談〕 法律問題全般に関する相談	葵区役所市民相談室 (予約制) 毎週金曜日 午後1時30分～3時30分	1相談30分 1日4枠	弁護士
	駿河区役所市民相談室 (予約制) 毎週木曜日 午後1時30分～3時30分	1相談30分 1日4枠	
	清水区役所市民相談室 (予約制) 毎週水曜日 午後1時30分～3時30分	1相談30分 1日4枠	
〔社会保険労務士相談〕 労災、賃金、年金、パワハラ、 健康保険その他労働問題に 関する相談	葵区役所市民相談室 毎月第1月曜日 午後1時～4時 (10月は18日も開催 午前10時～ 午後4時)	—	社会保険 労務士
	駿河区役所市民相談室 毎月第3金曜日 午後1時～4時 (10月は27日も開催 午前10時～ 午後4時)	—	
〔公証人相談〕 遺言や契約等の公正証書に 関する相談	葵区役所市民相談室 (予約制) 毎月第2月曜日 午後1時～4時 (10月、1月、2月は第3月曜日)	1相談30分 1日6枠	公証人
	駿河区役所市民相談室 (予約制) 毎月第4水曜日 午後1時30分～3時	1相談30分 1日3枠	
	清水区役所市民相談室 (予約制) 毎月第3金曜日 午後1時30分～3時30分	1相談30分 1日4枠	

〔不動産取引相談〕 不動産の売買や賃貸借などに関する相談	葵区役所市民相談室 毎月第2火曜日、第2・4水曜日 午後1時～4時	—	宅地建物取引主任者
	駿河区役所市民相談室 毎月第1金曜日、第3火曜日 午後1時～4時	—	
	清水区役所市民相談室 毎月第4火曜日、第2・4木曜日 午後1時30分～3時30分	—	
〔土地家屋調査士相談〕 登記、測量、境界問題などに関する相談	葵区役所市民相談室 毎月第1・3木曜日 午後1時～4時	—	土地家屋調査士
	駿河区役所市民相談室 毎月第2水曜日 午後1時～4時	—	
	清水区役所市民相談室 毎月第3火曜日（8月除く） 午前10時～12時	—	
〔住宅相談 建築設計相談〕 住宅の新築や建替えの設計、施工、契約等に関する相談	葵区役所市民相談室（予約制） 毎月第1・3火曜日 午後1時～4時	1相談60分 1日3枠	建築士等
	清水区役所市民相談室（予約制） 毎月第1火曜日 午後1時30分～3時30分	1相談30分 1日4枠	
〔住宅相談 リフォーム相談〕 耐震補強、介護住宅化など住宅の増改築や修繕に関する相談	葵区役所市民相談室（予約制） 毎月第4火曜日 午後1時～4時	1相談60分 1日3枠	大工等
〔マンション管理相談〕 マンション管理組合の運営や紛争解決などに関する相談	駿河区役所市民相談室 毎月第4月曜日 午後1時～4時	—	マンション管理士
〔行政相談〕 国、県、市政に対する意見、要望、苦情	葵区役所市民相談室 毎週月曜日 午前10時～12時	—	行政相談委員

	駿河区役所市民相談室 毎週水曜日 午前10時～12時	—	
	清水区役所市民相談室 毎週金曜日 午前10時～12時	—	
	清水区役所蒲原支所 毎月第3木曜日 午前10時～12時	—	
	清水保健福祉センター由比館 毎月18日、土日祝休日の場合は 翌開庁日 午前10時～12時	—	
【人権相談】 差別やいじめなどの人権侵害に関する相談	葵区役所市民相談室 毎月10日（土・日、祝日の場合は前後の開庁日） 午前10時～12時	—	人権擁護委員
	清水区役所市民相談室 毎月第2火曜日 午前10時～12時	—	

※ 相談日が、祝休日等の場合は開催しませんが、相談日を変更して開催することもあります。

【参考4】 令和5年度特別相談の協力団体の一覧

相 談 名	団 体 名
交通事故弁護士相談	静岡県弁護士会 静岡支部
交通事故後遺障害認定申請相談	静岡県行政書士会 静岡支部
税理士相談	東海税理士会 静岡支部・清水支部
行政書士相談	静岡県行政書士会 静岡支部・清水支部
司法書士相談	静岡県司法書士会 静岡支部・清水支部
弁護士法律相談	静岡県弁護士会 静岡支部
社会保険労務士相談	静岡県社会保険労務士会 静岡支部
公証人相談	静岡公証人合同役場
不動産取引相談	(公社) 静岡県宅地建物取引業協会 中部支部
	(公社) 全日本不動産協会 静岡県本部
土地家屋調査士相談	静岡県土地家屋調査士会 静岡支部・清水支部
建築設計相談	(公社) 静岡県建築士会 中部ブロック

住宅リフォーム相談	静岡大工建築業協同組合
	静岡県中部建設業協同組合
	全建総連静岡県建設労働組合 静岡支部
マンション管理相談	(一社) 静岡県マンション管理士会
行政相談	静岡行政監視行政相談センター
人権相談	静岡人権擁護委員協議会

※ (公社) は公益社団法人、(一社) は一般社団法人の略称です。

【参考5】 市民相談に係る静岡市の沿革（令和5年4月1日現在）

年 月 日	事 項
平成15年4月1日	静岡市と清水市との合併により生活環境部静岡市民サービス事務所市民相談課市民相談担当と生活環境部清水市民サービス事務所市民生活課消費生活センター（市民相談室）となる。
平成16年4月1日	市民相談事業は、静岡・清水まちづくり推進課相談担当が所管し、総括課として生活安全課を設置する。
平成17年4月1日	政令指定都市移行に伴い、市民相談事業は葵区役所・駿河区役所・清水区役所まちづくり振興課地域生活・相談担当が所管し、総括課として市民局市民生活部生活安全課となる。
平成18年3月31日	蒲原町が清水区に編入。
平成18年4月1日	組織機構改正により、局が市民環境局となる。
平成19年4月1日	組織機構改正により、局が生活文化局となり、総括課が消費生活センターとなる。
平成20年11月1日	由比町が清水区に編入。
平成25年4月1日	組織機構改正により、市民相談業務は葵区役所地域総務課地域生活・相談担当、駿河区役所地域総務課区民生活担当、清水区役所地域総務課区民生活担当の所管となる。
平成26年4月1日	組織機構改正により、市民相談業務は葵区役所地域総務課地域生活・相談係、駿河区役所地域総務課区民生活係、清水区役所地域総務課区民生活係の所管となる。
平成27年4月1日	組織機構改正により、局が市民局となり、総括課が生活安心安全課となる。
令和4年4月1日	組織機構改正により、葵区の市民相談業務は葵区役所地域総務課区民生活係の所管となる。
令和5年4月1日	組織機構改正により、総括課が生活安全安心課となる。

【参考6】 市民相談業務に係る事務分掌及び組織機構（令和5年4月1日現在）

1 本庁

市民局生活安全安心課

(1) 市民相談に関する事務分掌（抄）

ア 市民相談、行政相談委員及び交通事故相談所の総括に関すること。

イ 所管に係る事務についての区役所地域総務課との総合調整に関すること。

(2) 職員構成（消費生活センター）

所長1名、主査4名、主事1名、主事（任期付短時間勤務職員・消費生活相談員）4名、会計年度任用職員（消費者教育推進員）2名、会計年度任用職員（一般事務）2名、会計年度任用職員（消費生活相談員）6名 計20名

2 区役所

(1) 事務分掌（抄）

ア 市民相談に関すること。

イ 交通事故相談所に関すること。

(2) 職員構成

ア 葵区役所地域総務課区民生活係

係長1名、主査2名、主査（再任用短時間勤務職員・相談員）2名、主任主事2名、会計年度任用職員（相談員）2名、会計年度任用職員（一般事務）2名 計11名 【相談窓口3人】

イ 駿河区役所地域総務課区民生活係

係長1名、主査2名、主査（再任用短時間勤務職員・相談員）2名、会計年度任用職員（相談員）2名、会計年度任用職員（一般事務）2名 計9名 【相談窓口2～3人】

ウ 清水区役所地域総務課区民生活係

係長1名、主査（再任用）1名、主査1名、主査（再任用短時間勤務職員・相談員）2名、会計年度任用職員（一般事務）3名、会計年度任用職員（相談員）2名 計10名 【相談窓口2～3人】

【作 成】

静岡市役所 市民局 生活安全安心課 消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話 054-221-1054

月曜日から金曜日まで（祝休日及び年末年始を除く）8時30分から17時15分まで